

大正十二年鐵道省令第四号

軌道運輸規程

軌道運輸規程左ノ通定ム

第一章 總則

第一条 軌道ノ運輸ハ本令ノ定ムル所ニ依ルヘシ

国土交通大臣ハ軌道ノ状況ニ依リ本令ニ依ラサル特別ノ運輸ヲ命スルコトヲ得

第二条 運賃、料金其ノ他ノ運送条件ハ公告ヲ為シタル後ニ非サレハ之ヲ実施スルコトヲ得ス

運賃、料金其ノ他ノ運送条件ノ加重ヲ為サムトスル場合ニ於テハ前項ノ公告ハ七日以上之ヲ為スコトヲ要ス

第三条 軌道ハ見易キ場所ニ客車ノ運轉時刻表又ハ運轉系統、運賃表及料金表ヲ揭示スヘシ

第四条 非常事態ノ發生ニ際シ運送上ノ必要アル場合ニ於テハ軌道ハ前条及第六條第一項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第五条 鐵道營業法第六條及第十四條、鐵道運輸規程第二條ノ規定ハ軌道ノ運輸ニ付之ヲ準用ス

第二章 旅客運送

第六条 軌道ハ旅客ノ同伴スル六年未満ノ小児ヲ旅客一人ニ付少ク共一人迄無賃ヲ以テ之ヲ運送スベシ

割引乗車券ヲ以テ乗車スル旅客又ハ乗車位置ノ指定ヲ為ス車両ニ乗車シ特ニ小児ノ為其ノ座席ヲ請求スル旅客ニ付テハ軌道ハ前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

軌道ハ十二年未満ノ小児ヲ第一項ノ規定ニ依リ無賃ヲ以テ運送スルモノヲ除キ大人ノ運賃ノ半額ヲ以テ運送スベシ但シ主トシテ市街地内ノ運輸ヲ目的トスル軌道及均一運賃制ヲ採ル軌道ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル運賃二十円未満ノ端數アルトキハ軌道ノ定ムル所ニ依リ切上ゲ計算ヲ為スコトヲ得

第七条 旅客ハ市街地ヲ運轉スル客車内ニ於テハ喫煙ヲ為スヘカラス軌道カ指定スル客車内亦同シ

第八条 旅客ハ軌道係員ヨリ乗車券ノ検査及取集ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

無効ノ乗車券ヲ以テ乗車シ又ハ乗車券ノ検査ヲ拒ミ若ハ取集ノ際之ヲ渡サザル者ニ対シ軌道ハ相当運賃及其ノ二倍以内ノ増運賃ヲ請求スルコトヲ得

第九条 軌道ハ車両ノ客室ニ車内ノ状況ヲ記録スルコトヲ得ベキ設備ヲ備付クベシ但シ運行形態、旅客ノ利用状況其ノ他ノ事由ヲ勘案シテ国土交通大臣ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十条 鐵道運輸規程第十一條及第二十三條乃至第二十五條ノ規定ハ軌道ノ旅客運送ニ付之ヲ準用ス

第三章 荷物運送

第十一条 長尺物、重量品、潤大品、危害ヲ他ニ及ボス虞アル物品、臭氣ヲ發シ若ハ不潔ナル物品ハ旅客ト同一車両ヲ以テ之ヲ運送スルコトヲ得ス

第十二條 軌道ハ火薬類其ノ他爆発質危険品ヲ運送スルコトヲ得ス

第十三條 死体ヲ託送セムトスル者ハ死亡証書ヲ呈示シ其ノ写ヲ提出スヘシ

死体ノ運送ニハ託送人ニ於テ附添人ヲ附シ之カ積卸ヲ為サシムヘシ

第十四條 犬其ノ他ノ小動物ハ逸出ノ虞ナキ容器ニ容ルルニ非サレハ之ヲ託送スルコトヲ得ス

第十五條 送り狀ノ交付ヲ請求セサル荷物ノ到達後六時間内ニ引取ラサルトキハ保管料ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 鐵道營業法第七條乃至第十條、第十三條乃至第十三條ノ三、鐵道運輸規程第五條、第二十六條乃至第二十八條、第三十二條乃至第三十五條、第四十七條、第五十條乃至第五十二條、第五十四條、第五十九條乃至第六十二條、第六十六條第二項第三項、第六十八條、第七十一條、第七十五條及第七十六條並ニ荷送人及荷送人ヲ確知スルコト能ハザル鐵道運送品等ノ公告ニ關スル件（昭和十九年運輸通信省令第百十一号）ノ規程ハ軌道ノ荷物運送ニ付之ヲ準用ス但シ鐵道營業法第十三條中引渡期間滿了後トアルハ人力、馬力ノミヲ以テ動力ト為ス軌道ニ付テハ引渡ヲ為スベカリシ

日後トス

鐵道營業法第十一條乃至第十二條、鐵道運輸規程第二十九條乃至第三十一條、第五十六條、第七十三條、第七十四條、第七十八條及第七十九條ノ規定ハ蒸氣、電氣、瓦斯倫ヲ以テ動力ト為ス軌道ノ荷物運送ニ付之ヲ準用ス

鐵道營業法第十一條及第十一條ノ二、鐵道運輸規程第二十九條、第三十條及第七十三條ノ規定ハ人力、馬力ノミヲ以テ動力ト為ス軌道ノ託送手荷物及動物運送ニ付之ヲ準用ス

第四章 罰則

第十七條 運送品ノ種類及性質ヲ詐称シタル者ハ科料ニ処ス

第十八條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

一 火薬類其ノ他爆発質危険品ノ種類及性質ヲ詐称シタル者

二 火薬類其ノ他危害ヲ他ニ及ボス虞アル物品ヲ客車内ニ持込ミタル者但シ少量ノ銃用火薬類及緩燃導火線ヲ携帯スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 軌道係員ノ制止ニ反シ左ノ所為ヲ為シタル者ハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 客車ノ乗降口以外ヨリ乗降シタルトキ

二 旅客ノ乗用ニ供セサル場所ニ乗車シタルトキ

三 喫煙禁止ノ車内ニ於テ喫煙シタルトキ

第二十條 軌道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ新設軌道内ニ立入りタル者ハ科料ニ処ス踏切番人ノ制止ニ反シ踏切道ニ立入りタル者亦同シ

第二十一條 前二條ノ罪ヲ犯シ又ハ車内ニ於テ秩序ヲ紊ルモノアルトキハ軌道係員ハ之ヲ車外又ハ軌道地外ニ退去セシムルコトヲ得

第二十二條 軌道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ対シ失行アリタルトキハ料ニ処ス

附 則

本令ハ大正十三年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

従来為シタル処分、手續其ノ他ノ行為ハ本令中之ニ相当スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ為シタルモノト看做ス

附 則 (昭和五年二月七日鉄道省令第一号)

本令ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十一年六月九日鉄道省令第二号)

本令ハ昭和十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年三月二十四日鉄道省令第六号)

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十八年四月一日鉄道省令第九号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十三年七月一日総理庁令・運輸省令第七号)

この命令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十五年二月二十九日運輸省令第九号) 抄

1 この規則は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十五年六月三〇日運輸省令第六〇号)

この省令は、昭和四十五年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年九月二十六日運輸省令第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年四月三〇日運輸省令第一八号)

この省令は、平成四年五月二十日から施行する。

附 則 (平成十二年二月二十九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (令和元年六月二十八日国土交通省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年九月一五日国土交通省令第六九号)

(施行期日)

1 この省令は、令和五年十月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に製造に係る契約が結ばれた車両については、第一条の規定による改正後の鉄道運輸規程第二十五条ノ三の規定及び第二条の規定による改正後の鉄道運輸規程第九条の規定は、適用しない。